

# 室町初期における庄園の再編 金剛峯寺領紀伊国官省符庄の場合

山陰加春夫

Shoen Configuration in the Early Muromachi Period: Kongobu-ji Ryo Kinokuni Kansho-sho

はじめに

- ①内乱の終結と大検注の再開
- ②神通寺における百姓らの誓約
- ③官省符庄大検注の原則
- ④官省符庄大検注の日程
- ⑤「検注目録」の作成
- ⑥分田支配
- ⑦分畠支配
- ⑧在家支配
- ⑨応永三年の高野杓  
おわりに

## 【語文解説】

一四世紀末～一五世紀中葉における高野山金剛峯寺の同寺領膝下諸庄園に対する「大検注」とそれに基づく「分田・分畠・在家支配」については、これまで多くの貴重な研究が積み重ねられてきた。けれども、従来の当該研究においては、金剛峯寺の「分田・分畠・在家支配」（＝寺僧や庄官らに対する供料地等の配分）システムと、それと対を成すはずの同寺の「年貢・公事収納」システムとが十分に峻別されていない。

本稿は、かかる問題意識に立つて、一四世紀末期における金剛峯寺の同寺領紀伊国官省符庄に対する「分田・分畠・在家支配」システムの構築過程、及びその在り方を史料的に再確認することを目的とする研究ノートである。

本稿での検討を通じて明らかになった最大の論点は、現存する官省符庄関係史料による限り、応永元～同三年（一三九四～九六）の同庄に対する「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構築」において、金剛峯寺側が村との「名寄帳」を主体的に

に作成した形跡がまつたくない、という点である。このことは、村との「名寄帳」の作成作業が（もしそのようないわば寺側の「検注目録」類の作成作業が行われたとすれば）村々の「名主」をはじめとする人びとによって遂行された可能性のあることを示唆している。またそのような「名寄帳」（＝庄家の（年貢等收取を目的とした）「名寄帳」）の作成作業は、金剛峯寺側の「検注目録」類の作成作業、及び「分田・分畠・在家各支配帳」（＝いわば寺家の（年貢等配分を目的とした）「名寄帳」群）の作成作業と同時併行的に行われた可能性のあることをも暗示している。